

# 高齢者虐待防止法について

平成30年度  
和歌山県長寿社会課  
介護サービス指導室

## 高齢者虐待防止法の目的（第1条）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」

- ① 「高齢者の尊厳の保持」を大きな理念とする
- ② 「尊厳の保持」を妨げる高齢者虐待の防止が極めて重要
- ③ そのための必要な措置を定める



**高齢者の権利利益を守る！**

## 高齢者虐待防止法による定義（第2条）

### ■ 高齢者とは

- ① 65歳以上の者
- ② 65歳未満の者であつて、養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

### ■ 高齢者虐待とは

- ① 養護者による高齢者虐待
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

### ■ 養護者・養介護施設従事者等とは

- ① 養護者  
(\* 高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外の者)
- ② 養介護施設従事者等  
(\* 老人福祉法・介護保険法に定める「養介護施設」「養介護事業」の業務に従事する者)

## 高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲（第20条）

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も対象）	老人居宅生活事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者※
介護保険法による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業	

※業務に従事する者には、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。

## 高齢者虐待の種別

- 身体的虐待
- 介護・世話の放棄・放任  
(ネグレクト)

- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待

5

## 身体的虐待とは？

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(例)

- ① 暴力的行為※
  - ・ 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
  - ・ ぶつかって転ばせる。
  - ・ 刃物や器物で外傷を与える。
  - ・ 入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
  - ・ 本人に向けて物を投げつけたりする。など
- ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
  - ・ 医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
  - ・ 介護しやすすいように、職員の手でベッド等へ抑えつける。
  - ・ 車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
  - ・ 食事の際に、職員の手で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など
- ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

6

## 身体拘束に対する考え方

介護保険施設等では利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止（指定基準等による）

### 身体拘束すること…

#### ○身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力低下やじょく創の発生
- ・ 食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下
- ・ 拘束により無理な立ち上がりによる転倒事故

が発生

#### ○精神的弊害

- ・ 屈辱等の精神的な苦痛からくる人間としての人権侵害
- ・ 認知症の進行、せん妄の頻発
- ・ 家族の精神的苦痛、罪悪感

#### ○社会的弊害

- ・ 施設に対する社会的偏見

7

## 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないよう、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーパールをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることができないう居室等に隔離する

出典:「身体拘束ゼロへの手引」平成13年:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

8

## 緊急やむを得ない場合とは・・・

### ○切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

### ○非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

### ○一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

以上の3つ全てを満たしていることが必要

「緊急やむを得ない場合」でない身体拘束は高齢者虐待に該当する。

9

## 緊急やむを得ない場合の手続き

- 「緊急やむを得ない場合」の判断は、個人で行うのではなく施設全体として判断することが必要
- 本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を十分に説明し同意を求めること
- 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること
- 身体拘束の態様及び時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならぬ

10

## 身体的拘束等の適正化を図るための措置

(平成30年度施行)

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

11

## 介護・世話の放棄・放任とは？ (ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(例)

- ① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
  - ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
  - ・褥瘡(床ずれ)がでさるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
  - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
  - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
  - ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かれる。
  - ・室内にごみが放置されている、鼠やコキブリがいるなど劣悪な環境に置かれる。など

12

(介護・世話の放棄・放任の例) 続き

- ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
  - ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
  - ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など
- ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
  - ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
  - ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など
- ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
  - ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

13

## 心理的虐待とは？

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(例)

- ① 威嚇的な発言、態度
  - ・怒鳴る、罵る。
  - ・「ここ(施設・居宅)にいらねえとやら」「追い出すぞ」などと言いつづ。など
- ② 侮辱的な発言、態度
  - ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化的現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
  - ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
  - ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」「汚い」などと言う。
  - ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など

14

(心理的虐待の例) 続き

- ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
  - ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
  - ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
  - ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
  - ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
  - ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にはやらせる)。 など
- ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
  - ・トイレを使用できないのに、職員の手を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
  - ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の介助をする。 など

15

(心理的虐待の例) 続き

- ⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
  - ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
  - ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
  - ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など
- ⑦ その他
  - ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
  - ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
  - ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
  - ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
  - ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

16

## 性的虐待とは？

高齢者にわいせいな行為をすること、又は高齢者をしてわいせいな行為をさせること。

(例)

- 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要
  - ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
  - ・ 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
  - ・ わいせいな映像や写真をみせる。
  - ・ 本人を裸にする、又はわいせいな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
  - ・ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
  - ・ 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

17

## 経済的虐待とは？

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限したりすること。

(例)

- 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
  - ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
  - ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
  - ・ 立湯を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
  - ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

18

## 高齢者虐待の早期発見について

- ・ 高齢者虐待を発見しやすい者に早期発見の努力義務
  - 介護施設、病院、保健所等
  - 介護施設従事者、医師、保健師、弁護士等

(法第5条)

19

## 通報の義務

発見者	虐待発生の場所	虐待の状況	市町村への通報義務
虐待を発見した者 介護施設従事者等	家庭など養護者による養護が行われている場 養介護施設、養介護事業	高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合 上記以外の状態	通報しなければならない(義務) 通報するよう努めなくてはならない(努力義務)
介護施設従事者等	自身が従事する養介護施設、養介護事業	虐待の程度にかかわらず	通報しなければならない(義務) 20

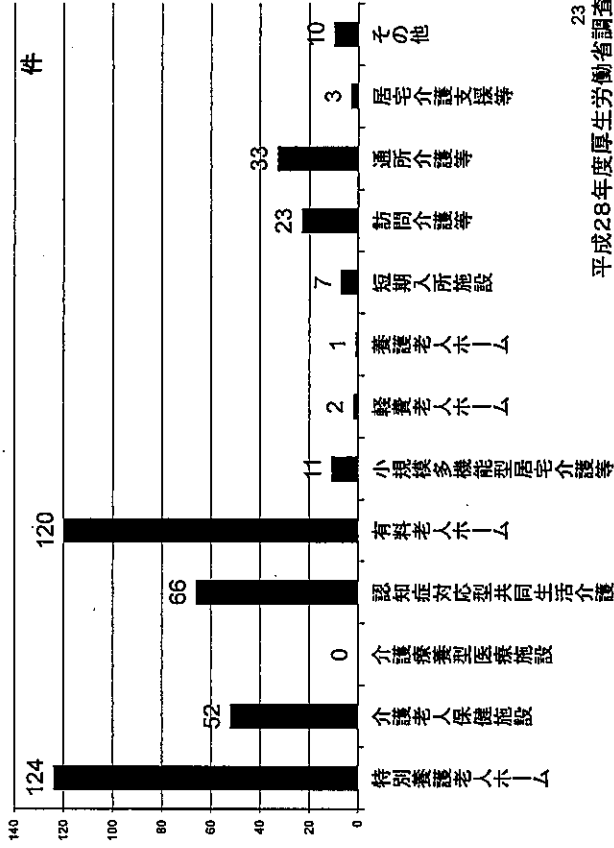
## 守秘義務との関係

○通報を行うことは、守秘義務には妨げられない  
 ※「虚偽」(虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う)や過失(一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない)を除く  
 (法第21条第6項)

## 不利益取扱いの禁止

○通報したことによる不利益な扱い(解雇、降格、減給など)は禁止(虚偽・過失は除く)  
 (法第21条第7項)

## 虐待の事実が認められた事例の施設・事業所の種別



23 平成28年度厚生労働省調査より

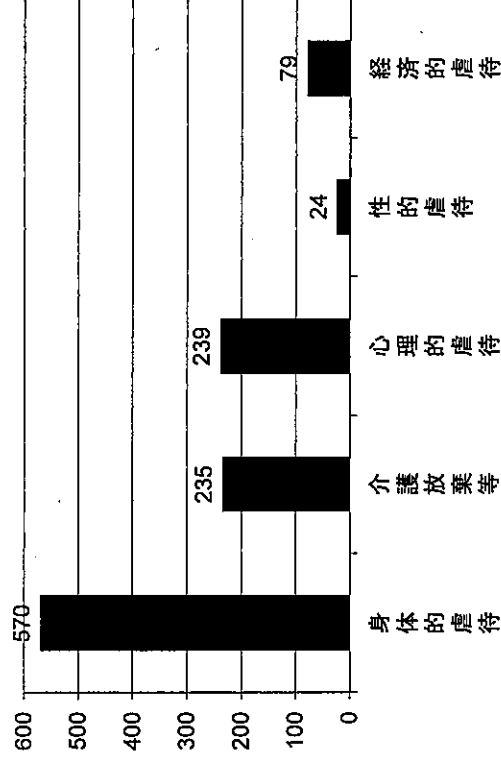
## 和歌山県における養介護施設従事者等による高齢者虐待について

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
相談通報件数	4	8	4	6	9	9	11	18	18	27
うち虐待を受けたと判断された件数	1	1	1	0	2	2	1	4	4	3
被虐待者数	6	3	1	0	15	9	1	5	51	3

### ○虐待があった施設等の種類

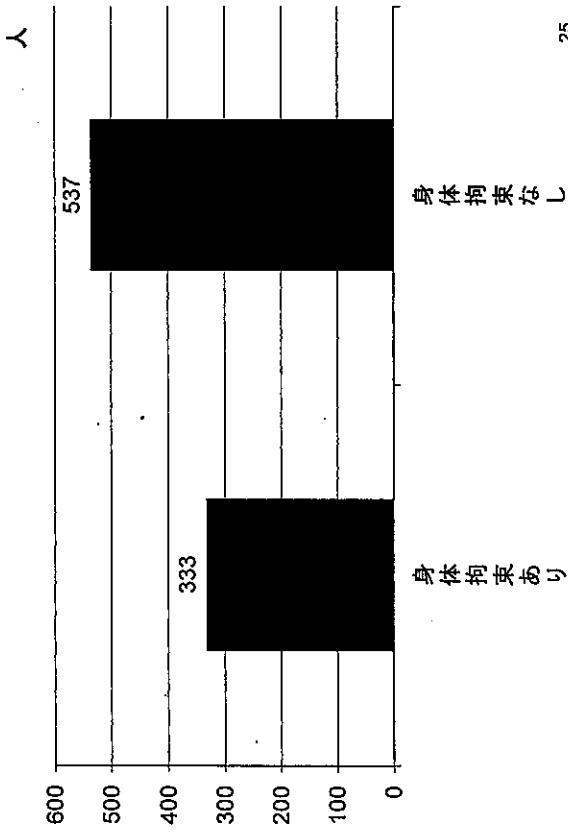
- 平成20年度: 介護老人福祉施設: 介護職員
- 平成21年度: 介護老人保健施設: 介護職員
- 平成23年度: 通所介護: 介護職員、看護職員
- 平成24年度: 特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護: 介護職員
- 平成25年度: 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護: 介護職員、管理職
- 平成26年度: 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護: 介護職員、経営者
- 平成27年度: 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護: 介護職員、経営者
- 平成28年度: 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム: 介護職員、管理職

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待の種別



※1人の被害者高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被害者高齢者の総数870人と一致しない。

## 身体的虐待に該当する身体拘束の有無



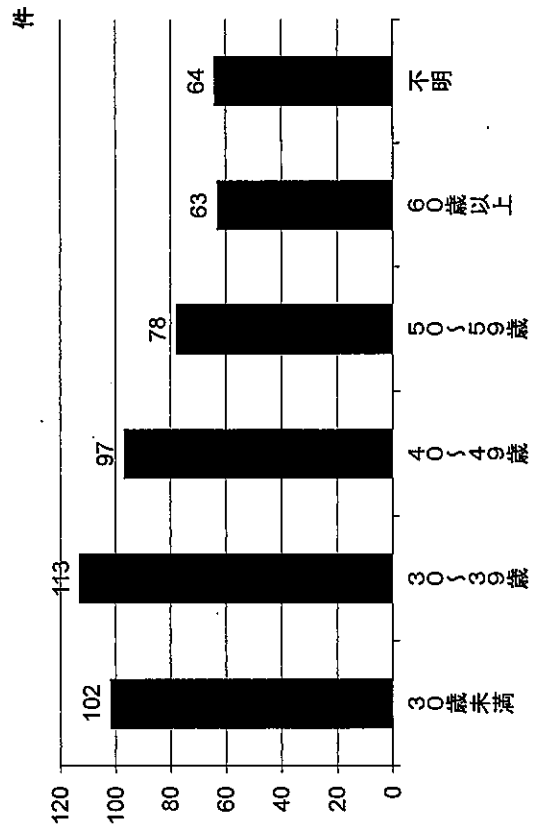
25  
平成28年度厚生労働省調査より

## 虐待を行った養介護施設従事者の職種



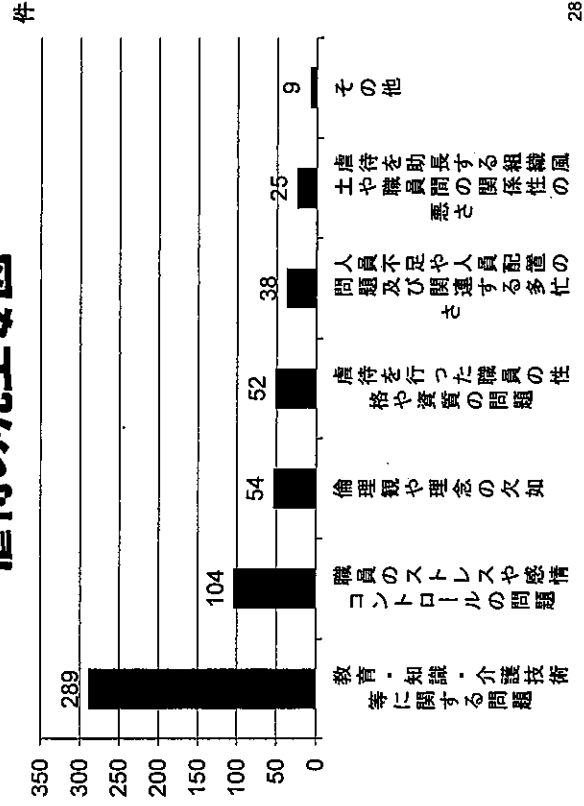
27  
平成28年度厚生労働省調査より

## 虐待を行った養介護施設従事者の年齢



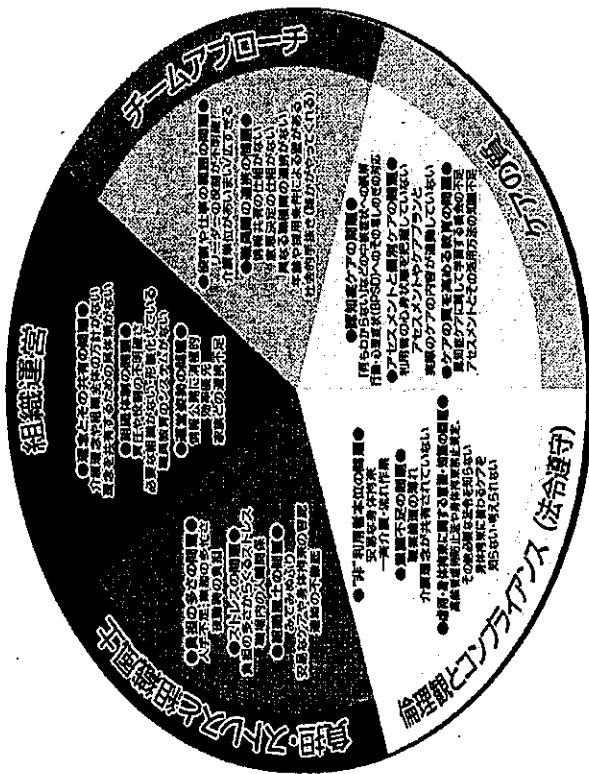
26  
平成28年度厚生労働省調査より

## 虐待の発生要因



28  
平成28年度厚生労働省調査より

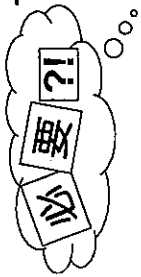
# 養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因



29 出典「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム（認知症介護研究・研修仙台センター）」

## 「高齢者虐待」を考えるための視点①

では、定義にあてはまらない場合は、  
対応する必要はないでしょうか？



利用者が同じことを繰り返して訴える時、無視したり「ちょっと待って」と強硬な口調で答える。

一斉介護のスケジュールがあるからという理由で、利用者の臥床、離床、起床等を半強制的に行う。

自力で食事摂取が可能な場合、時間がかかる利用者に対し、時間の節約のため職員がすべて介助してしまう。

利用者に口頭で何度か入浴を促したが拒否されたので、その後は諦めることでなく、1ヶ月ほど入浴していない。

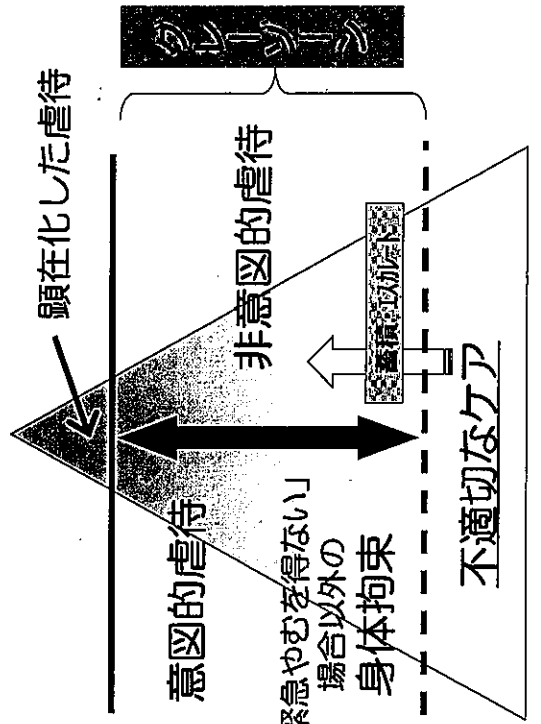
## 「高齢者虐待」を考えるための視点②

- × 法律の定義にあてはまらない場合、対応は必要ない
- ◎ 「高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康生活が損なわれるような状態におかれること。」

「虐待している」「虐待されている」という自覚がなくても、虐待の場合がある。自覚の有無で判断されるわけではない。

法の規定からは虐待にあたるか判断しにくくとも、同様の防止・対応をはかることが必要

## 「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の図





## 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止 (高齢者虐待防止法第20条)

研修の実施、苦情処理体制の整備、その他防止のための措置を講ずることが求められる。

### 1) 管理職・職員の研修、資質向上

- ① 各施設内で職員への法制度、介護技術、認知症への理解を深めるための研修
- ② 職員のストレス対策（メンタルヘルスに配慮した職員面談、怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントに関する研修）
- ③ 虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備  
（施設等によってマイナスイメージが生まれる場合、上司等からの叱責を従事者等が恐れて隠蔽するのではなく、迅速に報告がなされるような風通しの良い組織づくり等）

※管理職が中心となって、組織全体としての意識醸成、取組の推進が重要

33

### 2) 情報公開

養介護施設等に第三者である外部の目（地域住民等との積極的な交流等）を積極的に入れることが有効

### 3) 苦情処理体制

- ・施設長等の責任の下、運用されているかどうか適切に把握
- ・サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切

### 4) 組織的運営の改善

- ・研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制を自主的に点検し、必要に応じて体制を見直し、運用を改善する必要がある。
- ・「ヒヤリハット報告書」を活用し、組織内リスク要因の洗い出しに努めることも有効です。
- ・事故やヒヤリハットを個人の責任としない組織風土を作り、認知症高齢者等への対応で苦慮している養介護施設従事者等に対し、ケア能力や対応スキルが低いという指摘だけで終わることなく、ねぎらいの言葉をかける教育・指導方法も検討

34

## 高齢者虐待防止のために

- 施設従事者のための自己チェックリスト
- 管理者・経営者のための自己チェックリスト

## 県長寿社会課ホームページ内に掲載

(解説あり)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/kourei/syagyakutai/gyakutaichack.html>

35



36

高齢者虐待防止に向けた

**施設従事者のための自己チェックリスト**

このチェックリストは、施設従事者のためのチェックリストです。その文章が正しいと考える場合はYESに、正しくないと考えた場合には、NOにチェックをしてみてください。

	YES	NO
1. 自分が働く施設では高齢者虐待は起こるはずがない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 良心的な施設従事者は虐待行為を行うことはない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 虐待は違法行為であり、許されないことである	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 虐待は基本的人権の侵害である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 虐待には身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放置・放任がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 施設内虐待は施設が密室化しているとし易い傾向がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 言葉の暴力は心理的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 暴力は身体的虐待にあたるが、身体拘束は身体的虐待にあたらぬ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 向精神薬などで強く精神作用を抑えることも身体的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 利用者に卑猥な言葉をかけることは性的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 陰部を露出したまま長時間放置することは性的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 虐待は被害者の生命に関わることがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 施設従事者による利用者の放任も虐待にあたる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. すべての人は虐待を行うかもしれないリスクをもっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 利用者を暴力などで制止することはやむを得ないことがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. 拘束は安全のために行う場合には虐待にあたらぬ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17. 施設従事者による家族が自分の生活費に流用することは虐待にあたる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18. 利用者の年金を家族が自分の生活費に流用することは虐待にあたる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19. 認知症の利用者の行動が不合理であれば拘束は許される	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20. 施設従事者が、自分では知らないうちに利用者へ虐待を行うことがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21. 介護に関する技術や経験が未熟だと利用者への虐待につながる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22. ストレスや疲労が重なることで誰でも虐待行為に及んでもおかしくない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23. 自分や他従事者の介護の仕方に疑問を感じることがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24. 虐待までとはいかないが、不適切なケアがあると思う	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25. 利用者が怒らせたら、すぐにミキサー食にするか、とろみをつける必要がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26. 利用者に親しみをこめて、「ちゃん付」で呼んだり愛称で呼ぶことがよくある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27. トイレで対応できると思われる利用者にオムツ対応をすることがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28. オムツ交換は決められた定時に例えば十分である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29. ナースコールが頻回な場合、ナースコールを抜いたり止めたりすることがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30. 認知症が進んだ人は、反応が乏しいので、「声かけ」をしなくてもよい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31. 粉薬がなかなか飲めない利用者は、基本的に、ご飯にふりかけ食べさせている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32. 不適切な対応だとわかっていても、せざるを得ない状況がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	YES	NO
33. 施設内で「虐待防止に関するマニュアル」を使用している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34. 虐待防止マニュアルがあれば虐待は起こらなくなる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35. 施設内で「接遇に関するマニュアル」を使用している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36. 利用者や家族の苦情申し立てを積極的に受け入れている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37. トラブルやミス（ニアミス）を積極的に報告するシステムがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38. 介護技術を磨く研修システムを利用して介護技能を向上させている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39. 介護知識を磨く研修システムを利用して定期的に審議を行っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40. 苦情に対応する第三者委員会が置かれて定期的に審議を行っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
41. 従事者の働きやすさに関する改善に向けた施設としての取組みがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42. 施設従事者は自施設において虐待被害者を発見したときには通報義務がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
43. 虐待の事実を確認しなくとも、強く疑われる場合は通報するべきである	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
44. 虐待の通報は職務ではなく、良心に基づいて行うものである	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
45. 虐待の通報は施設長が行うもので従事者が行うものではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
46. 虐待の通報先を知っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
47. 利用者とのトラブルが起こったときには上司に積極的に相談している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
48. 上司に意見をしたり、相談しにくい雰囲気がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
49. 自分の施設ではパワーハラスメントは存在しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50. 自分の施設ではサービス残業（残業手当をもらわないで行う残業）はない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
51. 利用者に対する虐待行為は上司の指示であっても行ってはならない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
52. 虐待は違法行為であり、加害者は被害者に損害賠償を請求されることがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

高齢者虐待防止に向けた

**「管理者・経営者」のための自己チェックリスト**

このチェックリストは、管理者・経営者のためのチェックリストです。その文章が正しいと考  
える場合はYESに、正しくないと考えた場合には、NOにチェックをしてみてください。

	YES	NO
1. 自分が管理する施設では高齢者虐待は起こるはずがない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 良心的な管理者・経営者がいれば施設虐待は起こらない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 崇高な理念をもつ施設虐待は起こらない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 虐待は違法行為であり、許されないことである	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 虐待は基本的人権の侵害である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 五つの虐待の種類を知っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 施設内虐待は施設が密害化しているとし易い傾向がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 言葉の暴力は心理的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 暴力は身体的虐待にあたるが、身体拘束は身体的虐待にあたらない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 向精神薬などで強く精神作用を抑制することも身体的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 利用者に卑猥な言葉をかけることは性的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 陰部を露出したまま長時間放置することは性的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 虐待は被害者の生命に関わることがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 施設従事者による利用者の放任も虐待にあたる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. すべての人は虐待を行うかもしれないリスクをもっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. 利用者を暴力などで制止することはやむを得ないことがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17. 拘束は安全のために行う場合には虐待にあたらない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18. 施設従事者による経済的虐待というものは存在しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19. 利用者の年金を家族が自分の生活費に流用することは虐待にあたる可能性がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20. 認知症の利用者の行動が不合理であれば拘束は許される	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21. 施設従事者が、自分では知らないうちに利用者に虐待を行うことがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22. 介護に関する技術や経験が未熟だと利用者への虐待につながりやすい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23. 虐待までには至らないが、不適切なケアがあると思う	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24. 利用者がむせたら、すぐにミキサー食にするか、とろみをつける必要がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25. 利用者に親しみをこめて、「ちゃん付」で呼んだり愛称で呼ぶことがよくある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26. トイレで対応できると思われる利用者にオムツ対応をすることがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27. オムツ交換は決められた定時に行えば十分である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28. ナースコールが頻回な場合、ナースコールを抜いたり止めたりすることがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29. 認知症が進行した人は、反応が乏しいので、「声かけ」をしなくてもよい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30. 粉薬がなかなか飲めない利用者は、基本的に、ご飯にふりかけ食べさせている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31. 不適切な対応だとわかっていても、せざるを得ない場合がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32. 施設内で「虐待防止に関するマニュアル」を使用している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33. 虐待防止マニュアルがあれば虐待は起こらなくなる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	YES	NO
34. 従事者の教育がしっかりしていれば施設内における虐待防止システムの整備を行う必要はない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35. 施設内で「接遇に関するマニュアル」を使用している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36. 利用者や家族の苦情申し立てを積極的に受け入れるシステムがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37. 施設内のトラブルやミス（ニアミス）を積極的に報告を受けるシステムがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38. 介護技術の巧拙と施設内虐待は関係がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39. 介護技術を磨く研修システムを利用して介護技能を向上させている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40. 介護知識を磨く研修システムを利用して介護知識を向上させている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
41. 苦情に対する第三者委員会が置かれて定期的に審議を行っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42. ストレスや疲労が重なると誰でも虐待行為に及んでもおかしくない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
43. 施設従事者および管理者は、自施設において虐待被害者を発見したときには速報義務がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
44. 虐待の事実を確認しなくても、強く疑われる場合は通報するべきである	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
45. 「施設虐待の疑いがある」と市町村に通報した従事者を管理者の判断で解雇できる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
46. 従事者の労働条件と施設内虐待は関係がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
47. 従事者の研修システムと施設内虐待は関係がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
48. ボランティアなどの第三者が入りやすくと施設内虐待は関係がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
49. 従事者の苦情をうまく管理者が聞き取ることは虐待を防ぐひとつの手法である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50. 施設管理者には施設内での虐待を防止する義務がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
51. 自分の施設はよく従事者が入れ替わり、非常勤の従事者も多く雇用しているが、虐待が生じる心配はない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
52. 夜勤中の業務の内容を具体的に知っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
53. ケアについて感じた疑問を同僚や上司と話し合える職場環境である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
54. 忙しい時間帯ほど、管理者として現場の状況を把握している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
55. 虐待の通報は義務ではなく、良心に基づいて行うものである	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
56. 虐待の通報は施設長が行うもので従事者が行うものではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
57. 虐待の通報先を知っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
58. 従事者に対し虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
59. 部下に対するパワー・ハラ・スメントは存在しないと考えている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
60. 利用者に対する虐待行為は上司の指示であっても行ってはならない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
61. 虐待は違法行為であり、加害者は被害者に損害賠償を請求されることがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
62. 高齢者虐待防止法を読んだことがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
63. 県は県内で生じた施設や事業所における虐待について情報を公開する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
64. 虐待防止に係る研修に参加したことがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
65. 今回のチェックリストをやってみて、知らない用語が出てきた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>